

和寒町「熱中症対策一時休憩所」の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熱中症による町民の健康被害の発生を防止するため、町内の施設を「熱中症対策一時休憩所」として登録することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「熱中症対策一時休憩所」とは、町が登録する運用期間に、「暑さをしのぐため一時的に休憩できる施設」として、本町における熱中症対策に資するために開設する施設をいう。

(登録にかかる基準)

第3条 熱中症対策一時休憩所の登録を受けることができる施設は町内に所在する施設であって、次に掲げる基準のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 冷房設備を有すること。
- (2) 椅子等の提供が可能なこと。
- (3) 熱中症対策一時休憩所の利用を営利目的とした施設でないこと。
- (4) 公序良俗に反する施設でないこと。
- (5) その他町長が適当でないと認める施設でないこと。

(実施内容)

第4条 熱中症対策一時休憩所の実施内容は次のとおりとする。

- (1) 熱中症対策一時休憩所協力標識の掲示
- (2) 休憩用冷房のある空間の提供
- (3) 利用者が無料で涼むことのできる休憩スペースや椅子等の提供

(登録申請)

第5条 熱中症対策一時休憩所の登録を受けようとする施設を管理する者は、和寒町「熱中症対策一時休憩所」登録申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。ただし、町の所有する施設にあつては、この限りでない。

(登録等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該施設を熱中症対策一時休憩所として登録し、当該申請を行った者に対して、和寒町「熱中症対策一時休憩所」登録通知書(様式第2号)を交付するものとする。

- 2 前項の規定による登録を受けた施設は、町から配布される熱中症対策一時休憩所に関する協力標識等を、見やすい位置に設置するものとする。
- 3 熱中症対策一時休憩所運用期間満了の1か月前までに更新をしない旨の申し出がなかった場合には、引き続き同一の条件で、1年間更新されるものとし、以後

も同様とする。

(経費の負担)

第7条 熱中症対策一時休憩所としての運用に伴い必要となる冷房設備の電気代その他一切の経費は、施設管理者の負担とする。

(登録簿)

第8条 町長は、第6条第1項の規定による登録を行ったまたは町の管理する施設を熱中症対策一時休憩所に登録したときは、当該登録した施設に係る事項を登録簿に記載し公開するものとする。

(登録の取り消し)

第9条 町長は、熱中症対策一時休憩所の登録を取り消したときは、登録の取り消しを受けた施設の管理者に対して、和寒町「熱中症対策一時休憩所」登録取消通知書(様式第3号)を交付し、第6条に規定する登録簿から当該登録を取り消した施設を削除するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。